

# 構造改革特別区域計画

## 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

南国市

## 2. 構造改革特別区域の名称

南国・土佐のまほろば どぶろく・リキュール特区

## 3. 構造改革特別区域の範囲

南国市の全域

## 4. 構造改革特別区域の特性

### (1) 位置と気候

南国市（以下「本市」という）は、高知県中央部の北緯 33 度 34 分、東経 133 度 38 分に位置し、市域は東西 12 k m、南北 23 k m、面積 125.35 k m<sup>2</sup>である。市域の約半分は山林・原野で覆われているが、県内最大の高知平野を有することから、3 割近くが田畑として利用されている。また、市域の東端には四国山地を源流とする一級河川物部川が流れ、流域には県下最大の田村遺跡群など、弥生時代からの農耕文化に関連した多くの遺跡・史跡が所在しており、土佐の稲作発祥の地と言われている。

年間降水量は平均 2,000mm 前後で、全国平均と比較しても多く、特に高知県は台風の通り道とも言われるように、6 月～9 月に雨が集中する。また、年平均気温は 16.5℃前後で、冬期でも温暖な気候である。

このように、本市は暖かな気候と豊かな水に恵まれ、古くからの歴史を有していることから、「土佐のまほろば」と呼ばれている。

### (2) 交通

交通面では、国道 32 号線、55 号線、195 号線が市内を横断し、北部に高知自動車道南国 IC がある。鉄道交通では JR 土讃線の沿線であるほか、後免駅は土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の始発駅にもなっており、県東部方面への鉄道交通の起点の役割を果たしている。また、路面電車の土佐電鉄が高知市・いの町方面に運行している。海上交通では高知新港が隣接し、アクセス道路の整備が進んでいる。そのほか、高知県の空の玄関口・高知龍馬空港を有しており、本市はまさに高知県の陸・海・空交通の要衝となっている。

### (3) 人口

人口は、平成 17 年国勢調査時には 50,758 人と待望の 5 万人を超え、平成 21 年 5 月 31 日現在では 49,992 人と、5 万人前後で推移している。

年齢構成は、平成 17 年国勢調査時では、15 才未満が 13.8%、65 歳以上が 23.2%となっており、他の自治体と同様に少子・高齢化が進んでいる。

#### (4) 産業

農林水産業を基幹とする第1次産業や製造業等の第2次産業を中心とした時代から、近年は高齢化の進展や収入の減少等による農林水産業の後継者不足、また長引く不景気による商工業の衰退が進んでいる。

昭和55年国勢調査時の就業人口は23,123人であり、構成比率は第1次産業25.0%、第2次産業25.8%、第3次産業49.1%で、就業者の4人に1人が第1次産業就業者であったが、平成17年国勢調査時には就業人口24,118人に対し、第1次産業14.2%、第2次産業20.4%、第3次産業64.3%となった。特に、時代の変化とともに、第3次産業への就業者数が年々増加の一途をたどる一方で、農業就業者は5,503人から3,340人に減少し、農業離れが顕著に表れている。

### 5. 構造改革特別区域計画の意義

本市は、土佐稲作の発祥の地と言われており、温暖多雨な気候から農業に適した豊かな土地である。現在では、超早場米の産地としても知られるなど、高知の米どころとして県内トップの生産額を誇る。また、冬期でも温暖な気候を活かした施設・露地野菜の生産が盛んで、ショウガ、ニラ、小なす、シシトウ、ピーマン、オクラなどが「南国」ブランドとなっている。さらに、北部には中山間地を利用した果樹や施設園芸による果実も生産され、多種多様な農産物を誇っている。

このように、本市は肥沃な高知平野を利用した農業の盛んな県下最大の田園都市であるが、近年、米価の下落や収益性の低さ、農業就業者の高齢化などによる担い手不足に直面しており、遊休農地が発生するなど農地の荒廃が進んでいる。

これらの課題を克服し、特色ある地域づくりを進めるためには、第1次産業で生産される農林水産物を第2次産業で加工するなどして商品の付加価値を高め、さらに観光産業などの第3次産業と連携し販売の促進やブランド化を図るなど、農・商・工の垣根を越えた各産業間の連携が必要である。

現在、本市では新たな加工特産品の開発や販売促進に取り組んでおり、南国の豊富な農産物や加工品を高知龍馬空港などから日本全国に情報発信し、「南国」ブランドの売り込みに努めている。こうした動きに連動して、自ら生産した米や地域の特産物を活用した濁酒、リキュールを製造し、土佐の伝統料理や豊かな食材を使った新しい「南国」料理とともに提供することは、農産物の付加価値を高め、収益の増加や生産意欲の向上につながるとともに、新しい特産品の開発や雇用機会の創出が期待できる。また、濁酒等の新たな特産品を目当てに、本市を訪れる機会が増えれば、地域住民と観光客の更なる交流が図られる。

本市が、農・商・工の連携、交流人口の増加、地域の活性化を推進するにあたり、特区制度を活用する意義は非常に大きい。

### 6. 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する構造改革特別区域計画の「特定農業者による特定酒類の製造事業」及び「特産酒類の製造事業」では、本市農業者が生産した高品質の米による自家製濁酒及び

地域の特産物を原料としたリキュールを生産することで、地域農産物の利用拡大と「南国」ブランド及び本市の知名度向上を図る。

知名度の向上により、市外・県外の住民が本市を訪れる回数が増えることで、交流人口の増加、農産物の消費・販路の拡大、農業の活性化へつなげ、さらに、農・商・工連携により、雇用機会の創出と新たな担い手の確保を図ることで、地域全体の活性化を進める。

## 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、自ら生産した米や地域の特産物を活用した濁酒、リキュールを製造・販売することで新しい「南国」ブランドを創出し、農業の活性化につなげる。また、農産物の付加価値が高まることで、安定した農業経営が期待できる。

さらに、米や地域の特産物を活用した酒類製造業が生まれることにより、新たに雇用の場が確保され、地域経済の活性化が図られる。

### ○経済的波及効果の指標

#### ・新規起業の促進

項目	現在	平成 21 年度目標	平成 24 年度目標
どぶろく製造者	0 件	2 件	4 件
リキュール製造者	0 件	2 件	4 件

#### ・農業生産額の増加と農業所得の向上

項目	平成 18 年度実績	平成 22 年度目標	平成 24 年度目標
農業純生産額	28.3 億円	30.0 億円	32.0 億円
農家一戸あたりの農業所得	1149 千円	1300 千円	1500 千円

## 8. 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 特産酒類の製造事業

## 9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 食育のまちづくり

本市では、温暖な気候と広い耕地（高知平野）を活かし、様々な農産物を生産しているほか、平成 17 年には「食育のまちづくり宣言」を行い、地産地消の取り組みを展開している。近年は地域間競争が激化したことで、付加価値の高い農産物に消費者は目を向けるようになってきている。そのため、南国市で作られた農産物は「安全・安心でおいしい」という魅力を広く周知し、食育や地産地消の取り組みをより一層推進する。

## (2) 地域雇用創造推進事業（厚生労働省）

農業経営改革講座や農産物生産技術研究会など地域の人材ニーズ、観光資源、地域資源を踏まえた農・商・工連携、雇用機会の創出ができる事業の研修会及び支援セミナーを実施する。

また、これまでの農業形態ではなく、時代に応じた新たな農業経営組織を立ち上げ、地域の雇用確保を図るほか、農・商・工連携により生まれる新たな特産品を「南国」ブランドとして全国へ発信し地産外商を行う。

## (3) 農産物・特産品の直販施設の活性化

高知自動車道南国ICに隣接する道の駅「風良里」やJA南国市直販所「かざくるま市」、農事組合法人西島園芸団地をはじめ、多くの施設で、地域で生産された米を含む様々な農産物の直販が行われている。加えて、豊かな食材を使用した特産品の開発と濁酒・リキュールに合う食品の開発を進め、これらの施設を利用した販売につなげることで、新たな収入源が確保されるとともに、「南国」ブランドの発信基地として、直販施設が本市の農業振興と交流人口の増加にとって重要な役割を果たすことができる。

## (4) 高知龍馬空港内施設の活用

空の玄関口である高知龍馬空港には観光客やビジネス客など、多くの人々が往来している。農・商・工の連携組織である「なんこく空の駅推進協議会」は空港内に「空の駅なんこく・まほら」を出店し、「南国」ブランドの特産加工品や豊富な農産物を提供する。市場型の施設とすることで、空港利用客とのコミュニケーションを大切にし、販売や宣伝を促進することで、広く「南国」ブランドの周知を図る。

## (5) 各種イベントとの連携

地域の食材を使用した新たな「南国」料理や昔ながらの家庭料理を、毎年本市で開催される「土佐日記つらゆき時代まつり」、「土佐のまほろば祭り」などの様々な祭りやイベントで提供し、観光などで本市を訪れる市外・県外住民と地域住民との交流の中で「南国」ブランドを発信することにより、さらなる交流人口の増加を図る。

(別紙)

## 1. 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

## 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン・飲食店・農家民宿等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

## 3. 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

## 4. 特定事業の内容

### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

### (2) 事業が行われる区域

南国市の全域

### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

### (4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

## 5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿などを営む農業者が米（自らが生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原材料として濁酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい特産品を生み、農業の活性化や生産者の意欲向上につながる。

また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも農家の副収入確保の手段となり、濁酒と併せて地元食材を提供することは、地産地消・地産外商の促進にも寄与すると考えられる。

このような取り組みが広まることは、交流人口の拡大や地域の活性化に結びつくことから、当該特例措置の適用が必要であると考えられる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

(別紙)

## 1. 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

## 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（ヤマモモ、梅、ビワ、ブドウ、メロン、ブルーベリー、みかん、小夏、大葉、ショウガ、トマト、ミント）を原料としたリキュールを製造しようとする者

## 3. 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

## 4. 特定事業の内容

### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

### (2) 事業が行われる区域

南国市の全域

### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が酒類製造免許を受けた日以降

### (4) 事業により規定される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るため特産酒類を製造する

## 5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当市が指定する特産物（ヤマモモ、梅、ビワ、ブドウ、メロン、ブルーベリー、みかん、小夏、大葉、ショウガ、トマト、ミント）を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が6キロリットルから1キロリットルに引き下げられ、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、観光客などに対して特産物を原料として製造したリキュールの提供が可能となる。豊かな食材で作られる伝統の土佐料理や新感覚で作られるメニューにリキュールはふさわしく、若い女性や婦人層にも受け容れられ、「南国」の食文化の一つとして定着することで、食を目当てとした交流人口の拡大が大いに期待される。

また、リキュール製造への取り組みは、規模が小さいながらも新しい起業家を生むことになり、地域の活性化を図るためにも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査や調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するため、制度内容の広報周知を行うとともに、事業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。